

平成31年 第4回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成31年4月25日	開会場所	ふじみ野市役所5階501・502会議室					
開会の日時	開会	平成31年4月25日	午後2時15分	議長				
及び宣告者	閉会	平成31年4月25日	午後2時53分	議長				
議長	新井良司							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出	
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出	
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出	
4	早川 英希		出	13	小川 修		欠	
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出	
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出	
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		出	
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出	
9	原田 宏美		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		13名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
本橋 直人								
松田 薫樹								
飯塚 勝貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>平成31年4月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、平成31年4月25日、午後2時15分、ふじみ野市役所5階501・502会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後2時15分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に1番・2番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第10号、農地法第5条の規定による受理通知書取消願について1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第10号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件1件について報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第11号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件6件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>3番の案件について、地図上では宅地に見えるが、現況は宅地ですが地目は変更されておらず畑のままなので、</p>
	事務局	
	11番委員	
	議長	
	事務局	

<p>日程第6</p>	<p>議長 全委員 議長 議長</p>	<p>地目を宅地への変更するための届出です。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第12号について終了します。</p> <p>日程第6、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
<p>日程第7</p>	<p>事務局 議長 全委員 議長 議長 事務局 議長 2番委員</p>	<p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第13号について終了します。</p> <p>日程第7、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は川越市在住で、平成29年8月にも3条申請しており5,129㎡の農地を購入しております。</p> <p>現在は29,301㎡の農地を所有しており、5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>主に小カブを栽培しており、熱心に農業経営を行っており、作付面積を増やして経営規模を拡大するための申請です。</p> <p>受人は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>4月15日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。現地及び周辺は農地で、既にビニールが張られ作付けされている状態でしたが、特に問題は無いと思います。</p>

日程第 8	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	3 番委員	現地確認の報告のとおり、申請地は既に作付けされており、畑として管理されています。
	議 長	質疑を求めます。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 8 号の案件につきましては、原案のとおりに決定します。
		議案第 8 号について終了します。
	議 長	日程第 8、議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件 1 件を議題とします。
	事 務 局	この案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 9 月に審議した農振地域除外に関する案件で 1 月 9 日に農業振興地域の変更の告示をしました。 受人は平成 1 9 年 3 月から老人保健施設を運営していますが、職員用駐車場は車通勤を希望する 7 5 名中 4 4 台分しか確保できておらず、送迎用等の事業用車両 1 3 台は敷地内の通路等に駐車している状況です。 また、災害時に対応するための備蓄及び趣味活動やレクリエーションで使用する資材を再利用するための保管庫の増築を敷地内で検討していますが、敷地内に駐車中の車の駐車場所を他に確保しなければならず、駐車場の敷地拡張を計画しました。 施設近辺で適地を探した結果、既存駐車場北側の土地所有者 2 名と条件が合ったので、職員用 4 6 台、事業用 1 3 台の合計 5 9 台分を新設します。

日程第 9	<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>9 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>なお、第 1 種農地は農地転用が原則不許可になりますが、今回の申請地は老人保健施設の既存敷地面積の 1 / 2 を超えない敷地拡張という不許可の例外基準に該当するので、許可基準を満たしています。</p> <p>案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>4 月 1 5 日に 2 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。現地は耕運されておらず、去年秋に稲刈りしてからそのままの状態になっているように見えてましたが、農地としては特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんから説明をお願いします。</p> <p>一昨日に渡人に確認したところ、受人から施設の駐車場が足りずに困っているという相談を受けていたので、所有地を売却することに同意したとのこと。現地は特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 9 号の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第 9 号について終了します。</p> <p>日程第 9 議案第 1 0 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
-------	---	--

日程第 10	事務局	議案書朗読、説明。
		生産緑地法では買取申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。
	議長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。
	2番委員	4月15日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。現地は畑として管理されており、特に問題は無いと思います。
	議長	地元委員さん、何かありますか。
	5番委員	現地報告のとおり農地として管理されているので、問題は無いと思います。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
議長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。	
	議案第10号について終了します。	
議長	日程第10、議案第11号、生産緑地取得斡旋についての件、1件を議題とします。	
議長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。	
事務局	議案書朗読、説明。	
	2月の総会で生産緑地の主たる従事者についての議案にて審議した案件です。	

	<p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>市が買い取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>質疑が無ければ、5月10日までに生産緑地の買取希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>議案第11号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成31年第4回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時53分)</p>
--	--	---